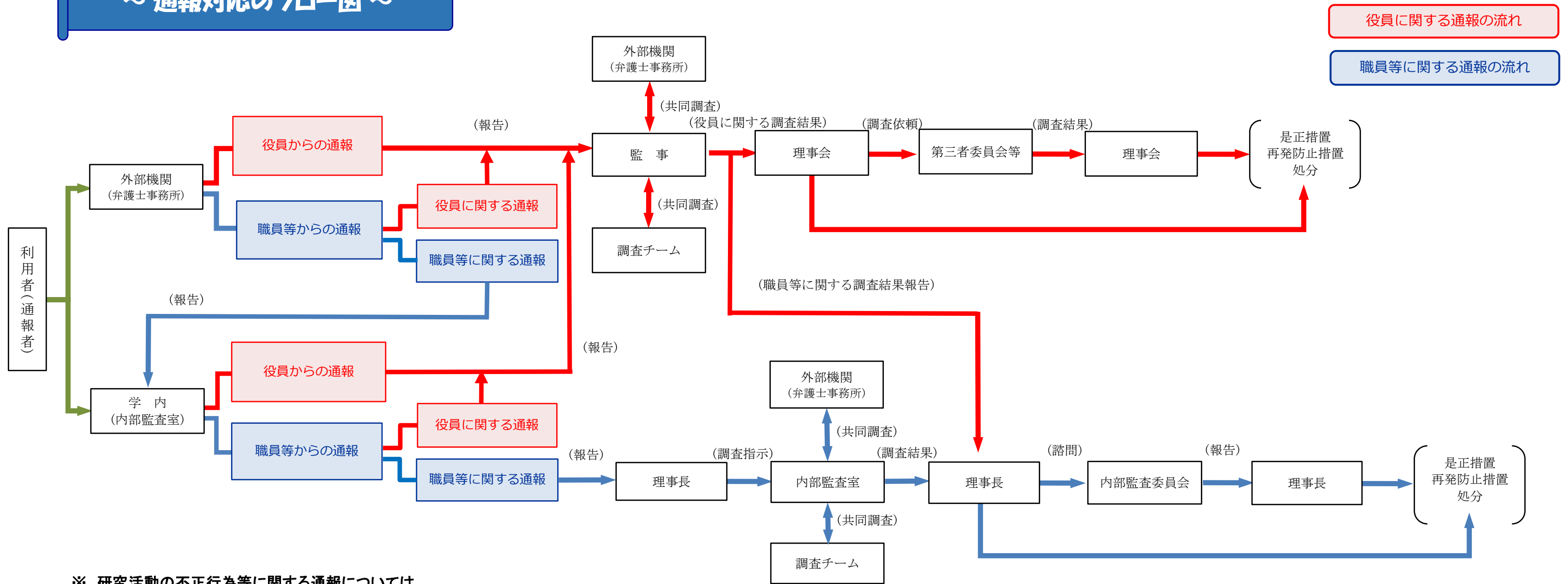


# ～ 通報対応のフロー図 ～



※ 研究活動の不正行為等に関する通報については、「東京医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為等に関する規程」に基づき通報対応を行います。

## 役員に関する通報の流れ

- ① 役員からの通報及び役員に関する通報は監事に報告され、監事が事実関係の調査を行う。監事は、外部機関の弁護士及び監事が設ける調査チームと共同して調査を行うことができる。
- ② 役員に関する通報の調査結果は理事会に報告され、理事会が更に調査が必要と認める場合は、第三者委員会等に調査依頼することができる。役員から職員等に関する通報の調査結果は理事長に報告される。
- ③ 役員不正行為等が明らかになった場合は、理事会が是正措置や再発防止等の対策を講じる。

## 職員等に関する通報の流れ

- ① 職員等に関する通報は理事長に報告され、内部監査室が事実関係の調査を行う。内部監査室は、外部機関の弁護士及び関連部署からなる調査チームと共同して調査を行うことができる。
- ② 調査結果は理事長に報告され、理事長が重要と認める場合は、内部監査委員会に諮問することができる。
- ③ 職員等又は役員からの通報により、職員等の不正行為等が明らかになった場合は、理事長が是正措置や再発防止等の対策を講じる。